

## 法的見解を踏まえた論点整理

### 1. 罰則規定について

#### 審議会からいただいた主なご意見

- 人権侵害を許さないという姿勢は、罰則がある方が示せるのではないか。
- 禁止する以上、罰則を設けるべきではないか。
- 責務とするなら、罰則も必要ではないか。
  
- 枚方市では、罰則規定を設けて抑止するほど、街中でヘイトスピーチを伴うデモ等が行われていない。市民の意識が変わることで抑止できるのではないか。
- 人権侵害の認定に長期間を要する課題もあり、罰則規定は当面なしでよいのではないか。それよりも、市、市民、事業者が一体となって人権侵害を許さないまちをつくるのが大切。
- 侮辱罪や名誉棄損など、現行法で対応できるものがあるという考えもある。
- インターネット上の差別的言動への対応について、大阪府が条例改正を予定しているのであれば、大阪府の動向を見て検討すべき。

#### (1) 罰則規定における効果と課題

##### 法的見解

###### 【効果】

- ・罰則規定には、禁止行為等に対する抑止効果がある一方、萎縮効果もある。

###### 【課題】

- ・言論に対して罰則規定を設けることは、憲法で保障される権利「表現の自由」を萎縮させる影響（別の権利を侵害する可能性）があることに留意しなければならない（憲法 21 条 1 項参照）。
- ・罰則規定を設ける場合、罰則の対象となる行為（態様や程度）と科される罰を明確にした上で、当該行為が罰則の対象であるか否かを、慎重かつ厳格に審議する必要がある（憲法 21 条 1 項、同 31 条 1 項参照）。
- ・表現の自由は、人権の中でも優位的地位であることから、その制約は過度に広汎なものであってはならない。
- ・最高裁判決では、「主権が国民に属する民主制国家は、その構成員である国民がおよそ一切の主義主張等を表明するとともにこれらの情報を相互に受領することができ、その中から自由な意思をもって自己が正当と信ずるものを採用することにより多数意見が形成され、かかる過程を通じて国政が決定されることをその存立の基礎としている」と判示されている。小さな声をあげる、その声に耳を傾ける（尊重する）、そんな社会でありたいと思う。

## (2) 禁止規定等と罰則規定の関係や罰則規定の必要性

<参考> 府及び府内条例における差別的言動等の禁止規定状況

| 大阪府  | 府内 43 市町村 |
|------|-----------|
| 規定あり | 規定なし      |

### 法的見解

- ・現行法令上、責務や禁止規定を設けた場合、罰則規定は必須とはなっていない。  
例えば、いじめ防止対策推進法においては、第4条でいじめを禁止しており、第9条には「保護者の責務」が規定されているが、罰則は設けられておらず、この規定に違反しても罰則が科されることは無い。
- ・大阪府人種または民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例も同様

## (3) 差別的言動への対応について

禁止する差別的言動としては、「①インターネット上における誹謗中傷等への対応」と「②ヘイトスピーチを伴うデモ等への対応」の2つが考えられるが、「①インターネット上における誹謗中傷等への対応」に関しては、大阪府が令和5年9月に条例改正(※)を行っている。

※主な改正内容…①プロバイダ事業者等への削除要請を規定、②行為者への助言・説示を規定、③審議会への諮問を規定、④不当な差別的言動等の定義を規定、⑤事業者の責務を規定

### 法的見解

- ・「②ヘイトスピーチを伴うデモ等への対応」については、既存の傷害罪(刑法204条)、脅迫罪(刑法222条)、名誉棄損罪(刑法230条)、侮辱罪(刑法231条)、威力業務妨害罪(刑法234条)、器物損壊罪(刑法261条)、騒音規制法、民事上の損害賠償請求、迷惑防止条例など、他の法令による対応が検討できる。

## (4) 人権尊重のまちづくり条例について

- ・人権尊重のまちづくり条例は、人権が尊重されるまちづくりに向けて、包括的に市の理念等を掲げる条例である。
- ・今回新たに規定する「差別的言動の禁止」については、属性を限定せず、人権侵害全般を禁止することを想定している。

### 法的見解

- ・罰則規定を設ける場合、罰則の対象となる行為や科される罰を具体明記する必要があるが、本条例に、幅広い人権問題における具体的な人権侵害の行為と科される罰則の内容を全て盛り込むことは難しい(=罰則規定を設ける場合は、属性を限定する個別条例において、罰則の対象となる行為とそれに対して科される罰を明確に規定することが適当)。

## 法的見解を踏まえた事務局の考え ～ 罰則規定について ～

- 罰則を規定するか否かは、当該法令の趣旨や目的、効果、また、市の状況等をふまえ、総合的に検討することが必要。
- 今回の条例改正（人権尊重のまちづくり条例の見直し）においては、罰則規定を設けず、人権意識の醸成をもって、すべての人の人権が尊重されるまちを目指す。
- 何が人権侵害行為に該当するか、また、地域の状況は、時代により変わるものであるから、ヘイトスピーチを伴うデモ等に対する罰則規定の必要性については、社会情勢や本市の状況をふまえ、検討する。
- 罰則規定を設ける場合は、個別条例において、対象となる行為や科される罰を明確にした上で、審議体制を含めた検討が必要。
- インターネット上における誹謗中傷等への対応については、大阪府の条例に基づき、府と連携して対応する。

## 2. 即時停止規定について

### 審議会からの意見

- ・ヘイトスピーチやインターネット上の誹謗中傷は見るに堪えない。

### 法的見解

- ・憲法 21 条 2 項は歴史的な観点から、「検閲は、これをしてはならない」（絶対的な禁止）と定めており、行政が表現内容を事前に規制することは、憲法が絶対的に禁止する「検閲」に該当する可能性がある。
- ・他方、街宣活動などで自身の主張等を一定行った後においては、それを即時停止する行為は、事後規制に該当するものと考え得る。
- ・ただ、事後規制であっても、行政の判断のみで表現内容に着目した規制を行うと、表現の自由の優越的地位の観点からは違憲となる可能性が非常に高い。
- ・表現内容規制の事後規制の是非は、厳格な審査をもって判断されるべきとされている。

#### <参考> 安倍首相の街頭演説ヤジ排除訴訟、男性への賠償命令取り消し…札幌高裁

ヤジを飛ばした男女 2 人のうち、物を投げるなどの危険性があった男性を排除したことについて  
→「危害を加える危険性が切迫していた」として、男性を退避させた道警に違法性はないと判断。  
ヤジを飛ばした男女 2 人のうち、女性を排除したことについて  
→「道警が表現の自由を侵害した」として、女性を退避させた道警へ賠償を命じる判断。

## 法的見解を踏まえた事務局の考え ～ 即時停止規定について ～

- 判例や本市の状況を踏まえ、即時停止規定を設けない。

### 3. 市民の規定を「責務」とするか「役割」とするか

#### 審議会からの意見

- ・役割とする方が市民になじむのではないか。
- ・将来的に目指すものとして「責務」がある。
- ・強い意志を示すため「責務」にしてはどうか。

#### 法的見解

- ・「責務」とするか「役割」とするかについては、法的なきまりは無いため、内容に則した表現で規定することが適当。

#### <参考> 府及び府内43市町村の規定状況

| 府及び<br>府内43市町村 | 役割   | 責務  | 規定なし |
|----------------|--|---|------|
| 規定状況           | 27市町村  | 大阪府 府内13市町  | 3市町  |
| 条文例            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・するよう努めるものとする。</li> <li>・・・に努める。</li> <li>・・・するものとする。</li> <li>・・・を努めなければならない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・するよう努めるものとする。</li> <li>・・・するものとする。</li> </ul> |      |

#### <参考> 枚方市のその他条例

| 役割   | 責務   |
|--|--|
| 枚方市文化芸術振興条例<br>手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話<br>言語条例<br>子どもを守る条例 | 枚方市男女共同参画推進条例<br>枚方市環境基本条例<br>枚方市住み良い環境に関する条例<br>枚方市生活安全条例<br>枚方市環境影響評価条例<br>枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例<br>枚方市自転車等の放置防止に関する条例<br>枚方市めいわく駐車の防止に関する条例<br>枚方市下水道条例 |

#### 法的見解を踏まえた事務局の考え ～ 「責務」か「役割」か ～

- 市民については、みんなで作り上げるという考え方から「役割」とする。
- 事業者については、事業者の社会的責任の観点から、強い自覚を持つことを促す観点で「責務」とする。